

監事監査報告書

令和2年6月6日

学校法人報恩寺学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 報恩寺学園

監事 鹿島 清吾

監事 中司 清

私たちは 私立学校法第37条第3項及び学校法人報恩寺学園寄付行為第16条の規定に基づき、学校法人報恩寺学園の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日)の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人報恩寺学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上